

施術所（あんま・はり・きゅう）各届書の記載上の注意

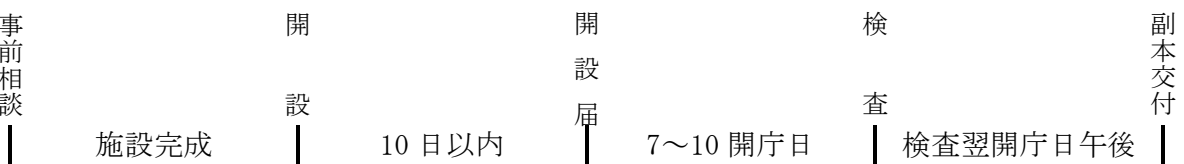
R3. 12. 15

副本が必要な場合は、申請書類は2部ずつ提出してください。

◎ 新規届出・・・開設後 10 日以内に保健所に提出してください。

提出書類	記載上の注意	
施術所開設届	1 施術所の名称については、あらかじめ保健所にご確認ください。 2 あはきと柔整どちらも行う場合は、それぞれ開設届が必要です。	
添付書類	出張施術業務廃止届	区内で出張施術業を行っている場合に提出してください。
	業務に従事する施術者の免許証	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師免許証の <u>本証</u> を持参してください。（従事者全員分）
	施術所の平面図	ベッド・機器類の配置、各室の用途、寸法及び面積、外気開放面積と位置又は換気装置の位置、消毒設備の位置を記入してください。
	施術所への案内図	最寄駅等から施術所までがわかるものが必要です。
	定款の写し及び登記事項証明書	1 開設者が法人の場合に必要です。 2 目的に施術所の運営が含まれている必要があります。

手続きの流れ



施術所に必要な構造設備

- 1 6.6 m²以上の専用の施術室を有すること。
- 2 3.3 m²以上の待合室を有すること。
- 3 施術室は室面積の 1/7 以上に相当する部分を外気に開放できること。ただし、これに代わるべき適当な換気装置があるときにはこの限りでない。
- 4 施術に用いる器具、手指等の消毒設備を有すること。
 ※はりを業とする場合には、オートクレーブ・乾熱滅菌器等を設置すること。ただし、使い捨てのはりを使用する場合には、使用済みのはりの保管及び廃棄を安全な方法で行うこと。
 以上、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師に関する法律施行規則第 25 条による
- 5 施術所は、住居・店舗等と構造上独立していること（出入り口を別に設ける等明確に区画すること）。（指導基準）
- 6 施術室と待合室の区画は、固定壁で上下左右完全に仕切られていること。（指導基準）
- 7 ベッドを 2 台以上設置する場合には、各々をカーテン等で仕切り、患者のプライバシーに配慮すること。（指導基準）

あはきと柔整を併設する場合

- 1 双方の施設は固定壁で区画されたものであること。
- 2 あはきと柔整双方の免許を有する施術者が、ひとりで施術を行う場合、施術室はかねてもよい。ただし、今後施術者が増えることが見込まれる場合は、上記 1 のとおり。
- 3 待合室は別々に設けることが望ましいが、十分なスペースがあれば共用することはやむをえない。

注意) 施術所内で他の医療類似行為（整体・カイロ等）を行うことはできません。
 施設の区画、使用する器具類、広告を共有することはできませんのでご注意ください。

名称に関する規制

- ・ 病院又は診療所でないものは、これに病院、病院分院、産院、療養所、診療所、医院その他病院又は診療所に紛らわしい名称をつけてはならない。(例：はり科〇〇診療、診察等) 医療法第3条
- ・ 医師でなければ、医師又はこれらに紛らわしい名称を用いてはならない。
(例：鍼灸医、中国鍼医) 医師法第18条
- ・ 近隣(他区も含む)に類似名称の施設がある場合は、考慮すること。(指導基準)
足立保健所 03(3880)5362 江戸川保健所 03(3658)3177
- ・ あんま、はり、きゅうを行っている施設であることが、区民にわかる名称とすること。
(例：〇〇鍼灸院、〇〇マッサージ院) (指導基準)

副本が必要な場合は、申請書類は2部ずつ提出してください。

◎ 従事者が変更になった場合…変更後10日以内に保健所に提出してください。

提出書類	記載上の注意
施術所開設届出事項一部変更届	従事者の増減により、業務の種類に変更がある場合は、同時に業務の種類の変更の届出をしてください。
添付書類	雇用した施術者の免許証
	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師免許証の本証を持参します。

◎ 構造設備が変更になった場合…変更後10日以内に保健所に提出してください。

提出書類	記載上の注意
施術所開設届出事項一部変更届	変更事項には、どこを変更したかを記載してください。 変更前・変更後は「別紙のとおり」と記載し、図面を添付してください。
添付書類	新・旧図面
	敷地、建物の構造概要変更部分を赤枠で明示してください。

注) 構造設備が変更になった場合は、保健所職員の立入検査が必要です。

◎ 施設を休止・廃止した場合…休止・廃止後10日以内に保健所に提出してください。

提出書類	記載上の注意
施術所休止・廃止届書類	廃止(休止)の理由、廃止年月日(休止期間)を記載してください。
添付書類	本人確認のため、身分証明書等(運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証等)を確認します。 開設者以外の方が提出する場合には、委任状の提出及び来所者の身分証明書等を確認します。

◎ 開設者が死亡した場合

提出書類	記載上の注意
施術所廃止届書類	開設者と届出者の続柄を記載してください。 戸籍法の規定による死亡の届出義務者又は失踪の届出義務者が行ってください。
添付書類	戸(除)籍謄(抄)本又は死亡診断書、失踪宣告の写し

◎ 出張施術業務を行う場合…業務開始後10日以内に保健所に提出してください。

提出書類	記載上の注意
出張施術業務開始届	葛飾区内に住所があることが確認できるもの(運転免許証等)を持参してください。
添付書類	届出者の免許証
	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師免許証の本証を持参してください。

注意) 施術所を開設している場合は、出張施術業務開始届を提出しなくても出張業務を行うことができます。

《問い合わせ先》

〒125-0062

葛飾区青戸4-15-14(健康プラザかつしか2階)

葛飾区保健所 生活衛生課 医薬担当係

電話：03(3602)1242

FAX：03(3602)1298